

区長報告第十六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十月二十五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年十一月二十九日

港区長 武井雅昭

記

令和四年十月六日議決を得た工事請負契約（港区立台場区民センター等大規模改修に伴う機械設備工事）の契約金額「六億八千三百十万円」を「七億百八十四万九千九百十円」に変更する。